

## いすみ市介護支援専門員等研修等費用助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 市長は、いすみ市内の介護サービス事業所等に従事する人材の確保及び職場への定着並びに介護保険サービスの安定的な提供に資することを目的に、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第5項に規定する介護支援専門員の資格の取得（以下「資格取得」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修（以下「主任介護支援専門員研修」という。）に要する経費について、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号）及びこの告示に基づき、補助金を交付する。

(定義)

**第2条** この告示において「介護サービス事業所等」とは、次の各号に掲げる事業所又は施設であって、市内に所在するものをいう。

- (1) 法第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業所
- (2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業所
- (3) 法第8条第24項に規定する居宅介護支援を行う事業所
- (4) 法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
- (5) 法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (6) 法第8条第29項に規定する介護医療院
- (7) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業所
- (8) 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業所
- (9) 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援を行う事業所（市が設置するものを除く。）
- (10) 法第115条の45第1項に規定する第1号事業を行う事業所

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第6条に規定する申請書を提出する日（以下「申請日」という。）において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修又は主任介護支援専門員研修の修了した日（以下「資格取得日」という。）以後、市内の介護サービス事業所等で、介護支援専門員又は主任介護支援専門員として3月以上就業し、かつ、9月以上継続して就業する見込みであること。
- (3) 次条各号に掲げる補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の支払を完了していること。
- (4) 市税等の滞納がないこと。
- (5) 他の制度によりこの告示と同様の補助金等の交付を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象経費）

**第4条** 補助対象経費は、資格取得又は主任介護支援専門員研修に要する費用のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 受験料 資格試験に要する受験料
- (2) 受講料 研修に要する受講料
- (3) 教材費 研修の実施機関が指定した教材の費用

2 前項の規定にかかわらず、介護サービス事業所等が負担した費用は補助対象経費としない。

（補助金の額）

**第5条** 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 資格取得 4万円
- (2) 主任介護支援専門員研修 3万円

（交付の申請）

**第6条** 補助金の交付を申請しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、資格取得日の翌年度末までに、いすみ市介護支援専門員等研修等費用助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 市税等の滞納がないことを証する書類
- (3) 資格取得又は主任介護支援専門員研修を修了したことを証する書類の写し
- (4) 介護サービス事業所等が発行する就業証明書

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項第2号に掲げる書類により証明すべき事項を公簿等により確認できるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(交付の決定)

**第7条** 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、いすみ市介護支援専門員等研修等費用助成事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

**第8条** 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、いすみ市介護支援専門員等研修等費用助成事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

**第9条** 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が、交付決定日以後、申請時に就業していた介護サービス事業所等に9月以上継続して就業していなかったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、不相当と認められる事実があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、いすみ市介護支援専門員等研修等費用助成事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

**第10条** 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

**第11条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。